また、工事中における環境保全措置の実施については、学識経験者を交えた「伊良原ダム自然環境保全委員会」(以下「保全委員会」という。)を適宜開催し、指導、助言を受け、環境保全措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価及びその他の調査によると、本件事業地周辺において、動物については、絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）に掲載されている国内希少野生動植物であるオオタカ、クマタカ、ハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロチドリ、チュウサギ、サシバ、サンショウクイ等が確認されている。オオタカ、クマタカ、ハヤブサ、チュウサギ、サンショウクイ、シロチドリについては、営巣地は確認されておらず、主な生息環境が事業地外であることから、影響は小さいと評価されている。また、サシバについては、事業地内において営巣地が確認されており、本件事業により、生息地の一部が失われるが、周辺地域に類似した環境が広く存在し生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。魚類では、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているニッポンバラタナゴ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているウナギ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているスナヤツメ、ヤマトシマドジョウ、アカザ、メダカ、チクゼンハゼ、シロウオ等が確認されている。ニッポンバラタナゴ、カゼトゲタナゴ、オヤニラミ、メダカ、チクゼンハゼ、シロウオ、スナヤツメについては、現地調査で確認された生息地が事業地から離れており、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。なお、ウナギ、アカザ、ヤマトシマドジョウについては、事業地内で生息が確認されているが、類似した環境が周辺に広く存在しており、改変区域外で生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。昆虫類では、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているシジミガムシ、ツマグロキチョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトゲアリ等が確認されている。ツマグロキチョウについては、現地調査で確認された生息地が事業地から離れており、影響は小さいと評価され、トゲアリについては、貯水湖の出現により新たに生息環境が創出され、生息は維持されることから影響は小さいとされている。シジミガムシについては、保全に向け、保全委員会の指導、助言を受け、事業地内での分布調査を実施することとしており、生息が確認された場合においては、湿地整備地での保全を行うこととしている。底生生物では、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているシマヘナリタガイ、クロヘナリタガイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオカミミガイ、ナラビオカミミガイ、キヌカツギハマシイノミガイ、クリイロコミミガイ、シオマネキ、ハクセンシオマネキ、マシジミ等が確認されているが、これらの種は、現地調査で、主に祓川河口の感潮域を生息環境にし、事業地から離れていることから、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。陸産貝類では、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているレンズガイ等が確認されているが、生息環境が事業地外であることから、生息は維持されるため、影響は小さいと評価されている。

植物については、環境省レッドリストにより絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキエビネ、絶滅危惧Ⅱ類に掲載されているミズマツバ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ等が確認されている。キエビネ、ミズオオバコ、キンラン、クマガイソウ等については、生育地の一部が消滅するが、周辺地域に類似した環境が広く存在し、生育は維持されるため、影響は小さいと評価されている。なお、ミズマツバについては、本件事業の実施により生育個体の一部、あるいは全部が消失すると予測されたため、専門家の指導、助言を受け、種子の採取、播種、個体の移植を実施することとしている。

なお、本件事業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が23箇所存在するが、このうち20箇所については発掘調査が完了し、記録保存等の適切な措置を講じており、残る３箇所のうち、１箇所については、福岡県教育委員会との協議により、調査不要とされ、その他２箇所については、必要に応じて記録保存等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水を供給することを目的として、堤高81.3m、堤頂長295.0m、総貯水容量28,700,000㎥の重力式コンクリートダムを建設するものである。

本体事業の事業計画は、⑴で述べた洪水調節、流水の正常な機能の維持、田川地区水道企業団及び京築地区水道企業団の水道用水に必要な容量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、貯水効率と地形を考慮し、川幅及び両岸の間隔が狭い範囲を条件として、地質調査を行ったうえで、３案について検討が行われている。申請案は他の２案と比較して、用地取得面積及び水没戸数は３案のうちで最も多いものの、掘削量が最も少なく、他の２案で必要となる事業地外での残土処理が不要であることから土砂搬出に伴う支障物件は発生しない。さらに、堤長及び堤体積のダム規模に加え、掘削量が３案のうち最も少ないことから施工性に優れ、事業費が３案のうち最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、祓川は度重なる洪水による災害や渇水被害が発生していること、また、田川地域及び京築地域では、水質の悪い水源の転換の必要性及び不安定な水道用水供給への対応等が必要となっていることなどから、祓川流域の洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

なお、福岡県市長会をはじめ、福岡県商工会議所連合会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県京都郡みやこ町役場